ウイルス性出血熱への行政対応の手引き

平成 28 年 6 月

厚生労働省健康局結核感染症課

目次

目	次		2
1		まじめに	
2	差	基本的事項とリスク評価	5
	2.1	エボラ出血熱	5
	2.2	クリミア・コンゴ出血熱	7
	2.3	南米出血熱	9
	2.4	マールブルグ病	
	2.5	ラッサ熱	
	2.6	ウイルス性出血熱の国内侵入リスク	
	2.7	ウイルス性出血熱の感染性期間	14
	2.8	ウイルス性出血熱の治療法	
	2.9	ウイルス性出血熱の予防法	
3	_	想定すべき国内発生状況	
	3.1	検疫での患者発見	
	3.2	国内での患者発見	
4		が応時の組織体制	
	4.1	厚生労働省の組織体制	
	4.2	政府の組織体制	
_	4.3	地方自治体の組織体制	
5			
	5.1	ウイルス性出血熱を疑う患者の取り扱い	
_	5.2	疑似症患者の定義について	
6		感染のリスクがある者及び患者等発生時の初期対応	
	6.1	国内での患者発生時の基本的な対応フロー	
	6.2	検疫所での初期対応	
	6.3	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	6.4	, 1, =	
_	6.5		
7		食査診断	
	7.1	検査材料の採取	
	7.2		
_	7.3	D.—.	
Ø	拐	5学調査及び接触者の管理	30

8.1	積極的疫学調査	30
8.2	接触者の管理	30
9 消毒	季・汚染除去等	32
10 医	療体制	33
10.1	入院医療体制の確保	33
10.2	ー類感染症の治療に関する専門家会議	33
10.3	回復者の管理	34
10.4	医療廃棄物処理	35
11 遺	体の管理	36
12 広	報及び情報提供	37
12.1	地方自治体への情報提供	37
12.2	入国者・帰国者への情報提供	37
12.3	疑似症患者及び患者(確定例)に関する情報公開	37
13 調	査研究の実施	39
参考・賞	資料一覧	40
参考資	賢料 (リンク)	40
資料.		41

1 はじめに

2014~2015年に西アフリカで発生したエボラ出血熱流行は、史上最大規模となり、多くの患者が死亡し、北米や欧州でも輸入症例や二次感染者が発生した。

我が国では、エボラ出血熱は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)において、一類感染症に位置づけられ、患者(疑似症患者を含む)は入院措置の対象となるため、特定又は第一種感染症指定医療機関に移送され、入院の上、感染防御対策の施された病室で治療される。また、検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)において検疫感染症に位置づけられ、質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の措置の対象となる。

海外の流行状況を踏まえ、我が国でも、水際対策としての検疫強化、患者 国内発生時の対応体制の整備、患者や検体の搬送訓練の実施等が進められた。 2016年6月現在、確定患者は発生していないものの、2014年の流行以降9 例の疑似症患者に対応した。

これらの対応の経験と反省、エボラ出血熱に関して新たに得られた知見等を踏まえ、各種通知や事務連絡、マニュアル等を整理し、都道府県等が行う公衆衛生対応に資する基本的な技術的指針としての対応方針を総括する。

また、エボラ出血熱と同じ一類感染症で今般の経験が応用可能なクリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、(以下「ウイルス性出血熱」という。)の患者が将来国内で発生した場合や国際的な大規模流行が発生した場合に備えて、迅速かつ円滑な対応を行うための一助となるよう本手引きを作成する。

2 基本的事項とリスク評価

2.1 エボラ出血熱

2.1.1 病原体

エボラ出血熱の病原体は、フィロウイルス科エボラウイルス属に分類されるエボラウイルスである。エボラウイルスは、ザイールエボラウイルス、スーダンエボラウイルス、タイフォレスト(アイボリーコースト)エボラウイルス、ブンディブギョエボラウイルス、レストンエボラウイルスの5亜属の存在が知られている。一本鎖陰性極性RNAウイルスで、糸状(filamentous)、U状型、環状の形態を呈し、多形性である(図 2.1.1-1)。アフリカ中央部に生息するオオコウモリの臓器からエボラウイルス遺伝子が検出されたことから、それらのオオコウモリが宿主であると推定されている。霊長類(チンパンジーやゴリラ等)も、同ウイルスに感染するとヒトの場合と同様に出血熱を発症して死亡する。レストンエボラウイルスはフィリピンに、それ以外のエボラウイルスはサハラ砂漠以南のアフリカに存在する1。レストンエボラウイルスはヒトでは病原性を示さないと考えられているが、科学的に証明されていない。

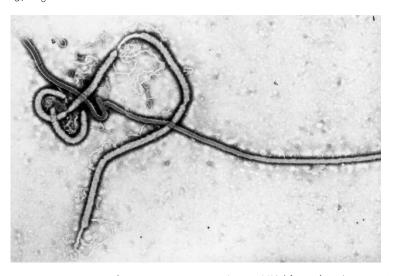


図 2.1.1-1 エボラウイルスの電子顕微鏡写真(CDC 提供)

2.1.2 感染源•感染経路

感染したヒト又は動物の血液などの体液と直接接触した場合に感染の危険が生じる。流行の最初の患者は、食用目的で野生動物(ブッシュミート)を捕獲し、解体作業の過程で感染すると考えられ、その後、病院内や家族内で感染が拡がり、地域で流行する。感染拡大の要因のひとつに、貧弱な医療

環境を背景とした院内感染、伝統的な葬儀・埋葬の風習(遺体に直接触ることや遺体を清めた水との濃厚な接触)があげられ、2014年以降の西アフリカの大規模流行の要因となった。

医療従事者においては、適切に個人防護具が使用されていない事例や、汚染された医療器具などを介して感染する事例の報告もある。

2014 年以降の西アフリカにおける流行では、流行終息宣言後に散発的に新たな患者の発生がみられており、それは男性エボラ回復者との性交渉により、パートナーが精液に残存していたウイルスに感染したことが要因と考えられている¹。

2.1.3 流行地

1976年にスーダンでエボラ出血熱の流行が初めて確認されて以来、2015年に至るまでサハラ以南の主にアフリカ中央部において 20回以上の流行事例が報告されている。2014年から、西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネにおいて初めて大規模流行が起こり、近隣国のマリやナイジェリアにも流行が波及し、2014年8月8日に世界保健機関(以下「WHO」という。)は「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(以下「PHEIC」という。)」を宣言した。総患者数は28,646人、死亡者数は11,323人(2016年3月27日時点、WHO)と過去最大規模となった。なお2016年3月29日にPHEICは解除された。

2.1.4 臨床像

エボラウイルスは、粘膜や傷のある皮膚から侵入し、単球、樹状細胞に感染し、その後全身の多様な細胞に感染する。

潜伏期は2~21 日間で、当初は発熱、倦怠感、食欲低下、頭痛等の非特異的症状を呈し、発症後7日前後になると次第に嘔吐、下痢、腹痛といった消化器症状が出現する2。下痢は1日に8リットルを超える例もあることが示されており3、脱水・電解質異常・代謝性アシドーシス等が起こる。回復する事例では、発症から6~11日目頃から回復するが4、回復が見られない事例では症状が増悪し、血圧低下、意識障害などの神経学的障害、出血等の症状が出現し死に至る2。一般的に初期症状からエボラ出血熱を鑑別診断に挙げることは難しく、流行国からの入国者が発熱などの感染性症状を呈している場合には、渡航歴と現地での曝露歴を適切に聴取し、必要に応じてウイルス性出血熱によるか否かを調べることが重要である。

エボラ出血熱では発症後の病態の進行とともに歯肉などの粘膜からの出血症状を認める。従来はその名の通り出血症状が主たる臨床像であると考えられてきたが、2014年以降の西アフリカの流行では、出血症状が認められ

た患者は全体の18%であり1、出血症状を呈しないエボラ出血熱(ウイルス感染症)患者が比較的多いことが明らかになった。こうした状況を受け、出血症状を示さないエボラ出血熱患者を的確に把握して流行拡大を阻止するため、病名が「エボラ出血熱」に代わって「エボラウイルス病」と呼ばれるようになった。

致命率はアウトブレイクの原因となるエボラウイルス亜属によって異なる。そのなかでもザイールエボラウイルスによるエボラ出血熱の致命率は、90%前後の場合があり最も高い。過去の流行における致命率は25~90%程度と幅があり、平均して50%前後である5。特に血中ウイルス量が高い群、年齢が40歳以上の群で致命率がより高くなる。欧米で先進的治療を受けた患者の致命率がより低かったことから、下痢や嘔吐による脱水・電解質異常に対して早期から支持療法を開始し、必要に応じて人工呼吸や血液浄化療法といった積極的に高度な支持療法を行うことによって致命率を低減させることができると推測されている。

また、2014年以降の流行では、エボラ出血熱から回復した患者において 比較的高頻度で関節痛 (76%)、視野・視力障害 (60%)、聴力障害 (24%) といった後遺症がみられることが明らかとなっている 6。

出典

- 1. Mate SE et al. Molecular Evidence of Sexual Transmission of Ebola Virus. $N\ Engl\ J\ Med.\ 2015;\ 373:\ 2448-2454.$
- 2. WHO Ebola Response Team, Ebola virus disease in West Africa--the first 9 months of the epidemic and forward projections. *New Engl J Med.* 2014; 371: 1481-95.
- 3. Kreuels B, et al. A case of severe Ebola virus infection complicated by gram-negative septicemia. New Engl J Med. 2014; 371: 2394-401.
- 4. Beeching NJ, et al. Ebola virus disease. BMJ. 2014; 349: g7348.
- 5. WHO Fact Sheets, Ebola Virus Disease. Updated Jan 2016
- 6. Mattia JG et al. Early clinical sequelae of Ebola virus disease in Sierra Leone: a cross-sectional study. $Lancet\ Infect\ Dis.\ 2015;\ 16:\ 331-338.$

注)フィリピンのオオコウモリ及びブタに感染が確認されたレストンエボラウイルスは、ヒトでの発症例が報告されていないため、本記述はヒトへの病原性が明らかなアフリカ起源のエボラウイルスについて記述している。

2.2 クリミア・コンゴ出血熱

2.2.1 病原体

クリミア・コンゴ出血熱の病原体は、ブニヤウイルス科ナイロウイルス属に分類されるクリミア・コンゴ出血熱ウイルスである。1944~1945年に旧ロシア(現、ウクライナ)のクリミア半島で野外作業中の旧ソ連軍兵士の間で重篤な出血を伴う急性熱性疾患が発生し、患者血液やマダニからウイルスが分離され、クリミア出血熱ウイルスと命名された。このクリミア出血熱ウ

イルスが、1956 年にコンゴ民主共和国(旧ザイール)で熱性疾患患者の血液から分離されたウイルス(コンゴウイルス)と同一であることが後に明らかにされ、クリミア・コンゴ出血熱ウイルスと名前が統一された。

ウシ、ヒツジ、ヤギなどの家畜を含む哺乳動物とマダニ(Hyalomma species、Ixodes species)が宿主である。経卵巣伝播経路で成ダニから幼ダニヘウイルスが伝播される。マダニからマダニ間のサイクルとマダニから哺乳動物間のサイクルの中でウイルスは維持されている。また、感染したマダニが渡り鳥により遠隔地にウイルスが運ばれ、流行地が拡がる可能性も指摘されている。

2.2.2 感染源•感染経路

ウイルスを有するマダニに咬まれたり、マダニをつぶしたりするなどしてマダニから感染する経路、ウイルス血症を伴う家畜(ヒトへの感染に関わる動物はヒツジなどの家畜である)の解体・と殺作業中に家畜の組織に接触して感染する経路、及び感染者や患者の血液等の体液、血液の混入した排泄物や汚物などに接触して感染する経路(ヒト・ヒト感染)がある。このため、流行地の羊飼い、キャンパー、農業従事者、獣医師等、マダニや家畜の多い環境で生活する人、病院で患者に接する医療関係者、介護にあたる家族などが、ハイリスクグループとなる。院内感染の事例も報告されており、パキスタン、ドバイなどの院内感染事例は、いずれも手術に伴う(急性腹症として開腹されることが多い)血液との直接接触により発生し、医師、看護師が感染している。他の出血熱ウイルス同様、空気感染することはない。

2.2.3 流行地

アフリカ大陸から東欧、中近東、中央アジア諸国、中国西部に広く分布している。近年では、コソボ、アルバニア、トルコ、イラン、パキスタン、南アフリカなどでの流行が報告されている。また、インド北西部でも患者発生が確認されている。北半球では4~6月に流行し、秋に流行することは少ない。春から初夏にかけて流行するのは、マダニの活動が高まること、子ヒツジが増え、それがマダニに咬まれて感染し、ウイルス血症を伴う個体が増加することが関係している。

2.2.4 臨床像

潜伏期間は2~10日で、感染者の発症率は20%と推定されている。発症者における致命率は15~40%である。発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、上腹部痛、結膜炎症状、顔面や胸部の紅潮、下痢、紫斑、下血、意識障害などがみられる。国内で感染者がクリミア・コンゴ出血熱を発症したとしても、初期症状のみからクリミア・コンゴ出血熱を鑑別診断に挙げることは難しい。

患者の渡航歴と現地での曝露歴を適切に聴取し、クリミア・コンゴ出血熱の可能性がある場合にはウイルス学的な検査を実施することが重要である。

クリミア・コンゴ出血熱の病態に、多臓器不全、播種性血管内凝固症候群 以外に骨髄所見からウイルス関連血球貪食症候群が関与していると報告さ れている。

2.3 南米出血熱

2.3.1 病原体

南米出血熱は、アルゼンチン出血熱、ブラジル出血熱、ベネズエラ出血熱 及びボリビア出血熱の総称である。病原体は、ラッサ熱同様アレナウイルス 科アレナウイルス属のウイルスで、アメリカ大陸に存在するフニンウイルス、 マチュポウイルス、ガナリトウイルス、サビアウイルス、チャパレウイルス などであり新世界アレナウイルス群に分類される(ラッサウイルスは旧世界 アレナウイルス群に分類される)。 それぞれのアレナウイルスは、固有の宿 主の進化とともに進化している。

2.3.2 感染源•感染経路

ウイルスが含まれる動物(ネズミなど)との接触や、その尿や体液の吸入 により感染する。南米出血熱では、ヒトの体液等との接触によるヒト-ヒト 感染事例が報告されている。

2.3.3 流行地

中南米のアルゼンチン、ブラジル、ベネズエラ、ボリビアで見られる。南 米出血熱のうち、アルゼンチン出血熱以外の南米出血熱は発生そのものが極 めて稀かつ地域限定的である。アルゼンチン出血熱は、アルゼンチン・パン パス地方において比較的大きな規模で流行していたが、有効なワクチンが導 入されたことにより患者数は減少している。

2.3.4 臨床像

潜伏期間は $7\sim14$ 日で、初期症状は突然の発熱、筋肉痛、悪寒、背部痛、消化器症状である。発症 $3\sim4$ 日後には衰弱、嘔吐、目まいなどが出現し、重症例では出血傾向、ショックが認められる。歯肉からの出血が出現し、その後皮下や粘膜からの出血に進展する。神経症状を呈することもあり、舌や手の振戦、せん妄、こん睡、痙攣に至る。致命率は30%に上るとされる。回復例では発症後 $10\sim13$ 日頃から回復するが、完全に回復するのに数 $_7$ 月かかることもある。

2.4 マールブルグ病

2.4.1 病原体

マールブルグ病の病原体は、フィロウイルス科マールブルグウイルス属に分類されるマールブルグウイルスである。マールブルグウイルスは、エボラウイルスの場合と異なり、レイクビクトリアマールブルグウイルスの1亜属のみが確認されている。マールブルグウイルスの形態も、エボラウイルス同様糸状(filamentous)、U 状型、環状の形態を呈し、多形性である。

ウガンダの洞窟に生息するオオコウモリからマールブルグウイルスが分離され、肝臓や腎臓組織にウイルス抗原が検出されたことにより、オオコウモリ(オオコウモリ科のルーセットオオコウモリ等のコウモリ)がマールブルグウイルスの宿主であることが証明された。

2.4.2 感染源•感染経路

感染動物の血液などの体液と直接接触した場合、洞窟や採掘坑でのオオコウモリの糞やエアロゾルへの曝露した場合、そして、マールブルグ病患者の体液に直接接触した場合に感染する。流行地では医療従事者が適切に個人防護具を使用しないで患者の体液に接触したり、汚染された医療器具に触れたり、検査時に血液等に直接触れることでマールブルグウイルスに感染することがある(院内感染)。

2.4.3 流行地

マールブルグ病の流行地は、サハラ砂漠以南のアフリカである。2000 年以降に、コンゴ民主共和国やウガンダ、アンゴラで比較的大きな流行が起こっている。2004 年のアンゴラにおける流行は約 400 人にのぼる患者が発生し、かつてない大規模の流行となり、医療従事者を含む 200 人以上の患者が死亡した。

2.4.4 臨床像

潜伏期間は3~10 日で、発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、悪心・嘔吐、胸痛、腹痛、咽頭痛、下痢、紫斑、吐血、下血、意識障害などの症状を呈する。初期症状からマールブルグ病を鑑別診断に挙げることは難しい。流行国からの帰国者が発熱などの症状を呈した場合には、渡航歴と現地での活動内容を詳細に聴取し、マールブルグ病を含むウイルス性出血熱が疑われる場合には、ウイルス学的な検査を実施することが重要である。致命率は 30~90%である。ウイルス株によって致命率に違いが認められる。

2.5 ラッサ熱

2.5.1 病原体

ラッサ熱の病原体は、アレナウイルス科アレナウイルス属に分類されるラ ッサウイルスである。1969年にナイジェリア北東部のラッサ村の病院で、 ひとりの修道女が死亡し、その患者の遺体に接触した医療従事者(病理解剖 医を含む)も同様の症状を呈して死亡した。その時に分離されたウイルスが、 当時新規のウイルスであることが証明され、ラッサウイルスと命名された。 2分節の一本鎖 RNA ゲノム (S-RNA と L-RNA) を有するウイルスで、直 径 50~300 nm(平均 120 nm)の大きさの球形から多形性の形態のウイル スである。アフリカにおいてヒトにウイルス性出血熱を起こすアレナウイル ス科アレナウイルス属のウイルスには、ラッサウイルスの他に、最近ザンビ アで発生した出血熱患者から分離されたルジョウイルスがある。ラッサウイ ルスの宿主は中央~西アフリカに分布するげっ歯類 (マストミス: *Mastomys natalensis*) である。ヒトは、マストミスの尿や体液(ラッサウ イルスが含まれる)に直接触れたり、経気道経路で吸入したりすることによ り感染する。アレナウイルスは旧世界アレナウイルスと新世界アレナウイル スとに分類され、前者にはラッサウイルスやルジョウイルスの他、リンパ球 性脈絡髄膜炎ウイルスが、後者にはアメリカ大陸に分布するフニンウイルス、 サビアウイルス、ガナリトウイルス、チャパレウイルスなどが含まれる。後 者の新世界アレナウイルスは中南米に生息するネズミが保有するウイルス で、南米出血熱の原因となる。

2.5.2 感染源•感染経路

ウイルスを有するネズミや、その糞や尿に汚染された環境や物品への直接接触、汚染された食品の摂取、ラッサ熱患者の体液や排泄物への直接接触等の場合に感染の危険が生じる。飛沫やエアロゾルなどの感染の報告はなく、飛沫感染、空気感染はおこらない。

ラッサ熱流行地では、医療従事者が個人防護具を適切に使用しないで患者 の体液に接触したり、汚染された医療器具に触れたり、検査時に血液等に直 接触れることでラッサウイルスに感染することがある(院内感染)。

2.5.3 流行地

宿主であるマストミスが生息するナイジェリアからシエラレオネ、ギニアに至るアフリカ西部一帯が流行地であり、年間 10~30 万人の感染者が発生していると推計されている。

2.5.4 臨床像

潜伏期間は5~21 日で、発熱、倦怠感、筋肉痛、腹痛、嘔吐、下痢、咽頭炎症状、胸背部痛、咳、結膜炎症状、顔面浮腫、紫斑、意識障害などが出現する。後遺症として難聴を残すことがあり、特徴的である。国内でラッサ熱患者が発生したとしても、初期症状が発熱、咽頭痛、咳など一般的な上気道炎と区別し難いため、症状からラッサ熱を鑑別診断に挙げることは難しい。患者の渡航歴と現地での活動内容を詳細に聴取し、ラッサ熱が疑われる場合にはウイルス学的検査を実施することが重要である。入院患者の致命率は15~20%である。

2.6 ウイルス性出血熱の国内侵入リスク

2.6.1 エボラ出血熱

アフリカ中央部や西部のエボラ出血熱発生国に渡航した人が、又は、流行発生国で生活している人がエボラウイルスに感染している人(患者)の体液に触れるなどの機会があった場合、そこでウイルスに感染し日本に入国することにより、国内にエボラウイルスが持ち込まれる可能性がある。実際に、2014~2015年の西アフリカにおける大規模流行時には、流行地から非流行地への輸出例が複数例発生した。また、エボラ出血熱患者が搬送されたスペインや米国の医療機関で、医療従事者が患者からエボラウイルスに感染しエボラ出血熱を発症した(二次感染による院内感染)。一方で、2014~2015年の西アフリカにおける大規模流行時以外では、エボラウイルスを取り扱った研究者の感染事故、流行地で診療にあたった医療者がエボラウイルスに感染した際に緊急退避等で非流行国に搬送された場合の限定的な事例以外に、非流行地にエボラウイルスが持ち込まれた事例はない。エボラ出血熱流行が認められていない時期には、国内にエボラウイルスが持ち込まれるリスクは極めて低い。

2.6.2 クリミア・コンゴ出血熱

過去の輸入例としては、2004年にセネガルでボランティア活動をしていたフランス人女性が感染し、フランスに医療搬送された。2008年に米国兵士がアフガニスタンでマダニに刺されて感染し、ドイツへ医療搬送された。2012年に英国人の男性がアフガニスタンで動物のと畜に関わり、帰国後に発症した。また、2014年にブルガリアの黒海の近くで野外活動中にマダニに咬まれ、その後現地で発症し、米国に帰国した男性事例もある。このように流行地域に渡航し、マダニ咬傷、ウシ、ヒツジ、ヤギなどに直接接触して

クリミア・コンゴ出血熱ウイルスに感染した人が日本に入国することで国内 にウイルスが持ち込まれる可能性は、低いながらもある。

2.6.3 南米出血熱

アルゼンチン出血熱の流行は続いているが、ワクチン導入でその流行規模は以前よりも小さくなっている。その他の南米出血熱流行も限定的である。 国内に南米出血熱ウイルスが持ち込まれる可能性は低い。しかし、そのリスクを完全に排除することはできない。

2.6.4 マールブルグ病

非流行地での発生例として、マールブルグウイルス発見の契機となった 1967 年のドイツ及びユーゴスラビアにおけるウガンダから輸入されたサルを感染源とした流行、1980 年、1987 年にケニアのエルゴン山国立公園の洞窟 (Kitum Cave) を訪問した旅行者の発症例、1990 年にロシアの実験室で 1 名が感染事故を起こした事例、2008 年 1 月に米国人女性が、7 月にオランダ人女性がウガンダのクイーンエリザベス国立公園の洞窟 (Python Cave)を訪れ、発症した事例がある。マールブルグウイルスがコウモリから分離された洞窟については立入が禁止されているが、エコツーリズムの人気もあり、今後も同様の感染事例が発生する可能性がある。非流行地での発生事例自体は非常に限定的であり、国内にマールブルグウイルスが持ち込まれるリスクは低い。しかし、そのリスクを完全に排除することはできない。

2.6.5 ラッサ熱

1987年3月、シエラレオネ滞在歴のある日本人男性が、帰国後にラッサ熱を発症した。2000年以降、シエラレオネ、ナイジェリア、リベリアなどで感染し、ドイツ、英国、オランダ、米国でラッサ熱を発症した事例が報告されている。直近では、2016年3月にトーゴでの感染者がドイツ帰国後にラッサ熱を発症した事例が報告されている。さらにこの患者は死亡し、その埋葬作業にかかわった人がラッサウイルスに感染した。

西アフリカー帯のラッサ熱の発生国に渡航し、ウイルスに汚染された食品を摂取したり、患者の体液に触れたりすることで、ラッサウイルスに感染した人が帰国後発症する可能性がある。世界的にみてもラッサ熱の輸入事例は年間数人レベルである。国内にラッサウイルスが持ち込まれるリスクは低い。しかしながら、一類感染症に指定されている5種類のウイルス性出血熱の中では、流行地における年間感染者数が最も多く、非流行国における輸入事例についても最多であることから、一類感染症に指定されているウイルス性出血熱5疾患の中では国内ウイルスが持ち込まれるリスクは相対的に高い。

2.7 ウイルス性出血熱の感染性期間

ウイルス性出血熱は、発症前の患者が他のヒトへの感染源になるリスクは低いとされている。一方で、エボラ出血熱から回復した者の精液等の体液中において、6~9ヶ月以上の長期にわたってエボラウイルスが検出されうる場合があることが報告されている。ただし、精液等に残存するエボラウイルスが原因で感染が広がるリスクについては、今後研究が待たれるところである。

表1 ウイルス性出血熱の潜伏期、感染性期間、致命率

疾患	潜伏期(範囲)	感染性期間*	致命率
エボラ出血熱	2-21 日	精液:発症後6ヶ月以下**	25-90%
マールブルグ病	3-10 日	肝臓、前眼房液 : 2 か月以 下、精液 12 週以下	90%以下
ラッサ熱	5-21 日	尿:32 日以下、 精液:3か月以下	全体で 1% 院内感染では 20%以下
クリミア・ コンゴ出血熱	2-10 日 (1-13 日)		10-50%

出典: The Management of Viral Haemorrhagic Fevers in Ireland, Nov 2012, p31 (一部改変)

2.8 ウイルス性出血熱の治療法

ウイルス性出血熱に対する治療法には、特異的なものはなく、対症(支持)療法により治療される。動物モデルにおいて有効性が示唆される試験的抗ウイルス薬は存在する。ザイールエボラウイルスに対する中和活性を有する単クローン抗体のカクテル(ZMappTM)や抗インフルエンザウイルス薬として開発されたファビピラビル(favipiravir、商品名アビガン)が、2014~2015年の西アフリカでの流行に際し、エボラ出血熱患者に治療目的で試験的に投与された事例がある。ファビピラビルはエボラ出血熱、マールブルグ病、クリミア・コンゴ出血熱、ラッサ熱の原因ウイルスの増殖を抑制する活性を有

^{*} 回復後も長期間ウイルスが排泄される

^{**} Uyeki T, et al. Ebola Virus Persistence in Semen of Male Survivors. *Clin Infect Dis.* 2016 Apr 3. DOI: 10.1093/cid/ciw202. 西アフリカにおけるエボラ出血熱の大規模流行で、今後詳細な研究がなされ、この期間が変更になる可能性がある。

する。しかし、エボラ出血熱を含むウイルス性出血熱患者の治療に有効か否 かの結論は得られていない。

クリミア・コンゴ出血熱とラッサ熱には、現時点ではリバビリン投与が推 奨されるが、早期投与がなされない限り、治療効果は期待できない(関連項 目「10.2 一類感染症の治療に関する専門家会議」)。

2.9 ウイルス性出血熱の予防法

基本的に、患者体液等に触れることにより感染するという、いわゆる接触感染経路で感染が拡がる。空気感染、飛沫感染はない。ウイルス性出血熱の致命率は高く、厳重な感染予防策が求められる。特にエボラ出血熱やマールブルグ病の場合、感染が成立するためのウイルス感染価は低く、厳重な感染予防策の徹底が必要である。

エボラ出血熱やマールブルグ病には、水疱性口炎ウイルスをベクターにした試験的ワクチンが開発されている。また、チンパンジーアデノウイルスをベクターとしたザイールエボラウイルスに対するワクチンが開発されている。水疱性口炎ウイルスをベクターにした試験的エボラワクチンを、エボラ出血熱患者に接触した可能性のある人々に接種すること(リングワクチネーション)で発症を予防できることが明らかにされている。

ラッサ熱やクリミア・コンゴ出血熱に対してもワクチン開発研究がなされているが、承認されているものはない。

- (参考資料 2-1) WHO. Health topics, Haemorrhagic fevers, Viral.

 http://www.who.int/topics/haemorrhagic fevers viral/en/
- (参考資料 2-2) CDC. Viral Special Pathogens Branch (VSPB), http://www.cdc.gov/ncezid/dhcpp/vspb/index.html
- (参考資料 2-3) GOV.UK. Guidance, Viral haemorrhagic fevers: origins, reservoirs, transmission and guidelines, https://www.gov.uk/guidance/viral-haemorrhagic-fevers-origins-reservoirs-transmission-and-guidelines
- (参考資料 2-4) The Management of Viral Haemorrhagic Fevers in Ireland.
 November 2012, Health Protection Surveillance
 Centre, http://www.hpsc.ie/A-Z/Vectorborne/ViralHaemorrhagicFever/Guidance/File,12936,en.pdf
- (参考資料 2-5) 「ウイルス性出血熱―診療の手引き―」第 1 版 (平成 23 年度 年度厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新

興·再興感染症研究事業),

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/ebola/ebola_guide.pdf
(参考資料 2-6) Interim advice on the sexual transmission of the Ebola
virus disease, World Health Organization (21 January
2016) http://www.who.int/reproductivehealth/topics/rtis/ebola-virus-semen/

3 想定すべき国内発生状況

3.1 検疫での患者発見

流行国に滞在していた人が日本国内に入国した際に、航空機内あるいは降機後の検疫ブース等で発熱や消化器症状(下痢、腹痛等)を訴え、感染動物や患者等への接触歴からウイルス性出血熱に罹患している可能性が否定できないケースが想定される。滞在国で患者が発生していなくても、自覚のないままにマダニや動物等から排泄されるウイルスに感染する場合があり得る。

3.2 国内での患者発見

まず、滞在歴や接触歴等から、検疫所による健康監視下に置かれた者が入国後に発症し、検疫所や保健所へ報告するケースが想定される。また、感染リスクの認識がないことなどから、検疫に自己申告を行わなかった者が入国後に発症し、滞在歴等の事前連絡なく医療機関に行くケースも想定される。ウイルス性出血熱の国内輸入感染症例として、1987年にシエラレオネから帰国した者がラッサ熱を発症した症例があるが、この症例は発症時には診断がつかず、回復後に診断が確定した。このように潜伏期間内に帰国した者が、国内で発症して診断されることが予想される。そのような患者の診療を担当した医療従事者が、当該患者の血液や体液に触れて感染するケースも否定できず、医療機関内での二次感染例の発生が患者発見の契機となることも予想される。

4 対応時の組織体制

4.1 厚生労働省の組織体制

厚生労働省健康危機管理基本指針及び感染症健康危機管理実施要領に基づき、緊急時対応をとる。具体的には、WHOがPHEICであることを宣言した場合、又は国内でウイルス性出血熱の患者が発生した場合、初期対応として、内閣情報調査室(対策室)への通報、厚生労働省健康危機管理調整会議の開催及び厚生労働省対策本部の設置、関係省庁及び関係機関への協力要請、厚生科学審議会感染症部会等の開催、国際保健規則に基づくWHOへの報告、海外の機関への協力要請、国民への情報提供について、対応方針を迅速に決定する。また、必要に応じて「一類感染症の治療に関する専門家会議」(資料4.1-3)を開催する。

(参考資料 4.1-1)	国際保健規則(2005) 日本語(仮訳)
	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/kokusaiho
	ken j.html
(資料 4.1-1)	厚生労働省健康危機管理基本指針
(資料 4.1-2)	感染症健康危機管理実施要領(厚生労働省健康局 平成 25
	年 10 月一部改正)
(資料 4.1-3)	一類感染症の治療に関する専門家会議開催要綱
(資料 4.1-4)	一類感染症に関する検討会開催要項

4.2 政府の組織体制

WHO は 2014~2015 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱流行について PHEIC と宣言した。宣言後も感染が続き、流行地での日本人の感染や国内での感染事例が確認された場合に適切に対応することを目的として、政府一体となって関係行政機関の緊密な連携を図った。2014年10月28日、内閣総理大臣の下、エボラ出血熱対策関係閣僚会議が開催された。これに伴い、総理大臣官邸内危機管理センターに情報連絡室が、内閣官房に対策室が設置され、さらに外務省領事局内に領事局長を長とする「エボラ出血熱対策室」も設置された。

(資料 4.2-1) 我が国のエボラ出血熱への対応(全文)

4.3 地方自治体の組織体制

都道府県等は、地域保健法第4条第1項の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年12月1日厚生省告示第374号)」(資料4.3-1)に基づき、地域において発生しうる健康危機に対して、迅速かつ適切な危機管理を行えるよう、平時より地域における健康危機管理体制を構築することが求められている。

平時対応として、発生時における対応を定めた手引書を作成するとともに、 当該手引書の有効性を検証するための訓練、健康危機に対する迅速かつ適切 な危機管理を行うことができる人材の育成、当該危機管理に必要な機器及び 機材の整備等を行う必要がある。また、平時から関係機関の連絡体制を確認 するとともに、厚生労働省検疫所ウェブサイト FORTH

(http://www.forth.go.jp/) 等で海外における感染症の発生状況について把握する。

(資料 4.3-1) 地域保健法第 4 条第 1 項の規定に基づく地域保健対策の推進 に関する基本的な指針(最終改定平成 27 年 3 月 27 日厚生労 働省告示第 185 号)

5 感染症法に基づく届出基準

5.1 ウイルス性出血熱を疑う患者の取り扱い

感染症法第12条第1項に基づき、ウイルス性出血熱と診断した医師は、直ちに最寄りの保健所に届出なければならない。ウイルス性出血熱の届出基準については、厚生労働省ウェブサイト「<u>感染症法に基づく医師の届出のお願い</u>」を参考にする。なお、ウイルス性出血熱の初期症状は非特異的であり臨床的に診断することができない。この事実を踏まえ、患者の海外渡航歴や活動内容を確認し、渡航地におけるウイルス性出血熱流行状況や曝露リスク等を考慮し、患者の症状がウイルス性出血熱による可能性があると考えた場合には、診察した医療機関担当医師は、管轄保健所を通じて、厚生労働省及び国立感染症研究所(以下「感染研」という。)等の専門家と相談する。診察した医療機関担当医師、厚生労働省、都道府県等、そして、感染研は、検査実施及び疑似症患者対応の必要性等を協議する。

5.2 疑似症患者の定義について

なお、国内において症例が確認されていない状況で、かつ通知等で疑似症患者の定義が示されていない状況においては、慎重に対応する必要があるため、症状のみに基づいて当該患者を疑似症として届出するべきではない。

一方、海外での大規模流行の発生等のため、検疫や国内での患者発見の蓋然性が高まったと考えられる状況等において、疑似症患者の定義に関する通知等が発出された場合には、それに従う。

2014~2015 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱流行においては、当初、流行地の過去21 日以内の滞在歴と発熱のみを以て疑似症患者と定義した。そして、流行状況に応じて疑似症患者の定義に関する通知が適宜発出されたが、患者の減少、現地での疫学調査の質の改善等を踏まえ、2015 年9月 18 日以降、滞在歴のみならず曝露歴も考慮した上で、医師の診察の下疑似症と診断することとした。「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について(平成27年10月2日健感発1002第1号)」(資料5-2)

(参考資料 5-1) 届出基準:感染症法に基づく医師の届出のお願い
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html
(資料 5-1) 発生動向調査実施要綱(抜粋)

(資料 5-2) 「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成 27 年 10 月 2 日健感発 1002 第 1 号)

6 感染のリスクがある者及び患者等発生時の初期対応

6.1 国内での患者発生時の基本的な対応フロー

国内でウイルス性出血熱患者が発生した時は、前掲「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成27年10月2日健感発1002第1号)(資料5-2)添付のフローチャートを参考に対応する。

検疫所において、感染が疑われる者で、隔離、停留措置がなされない者は 検疫法第 18 条に基づく健康監視対象となる。健康監視対象者が発熱等の症状 を呈した場合は、健康監視対象者からその旨連絡を受けた検疫所が、当該者 が現にいる場所(以下「居所」という。)の所在地を管轄する都道府県知事に 連絡する。連絡を受けた場合、当該者の居所の所在地を管轄する保健所長は、 当該者のウイルス性出血熱患者(疑い患者を含む)や動物との接触歴等を確 認する。定義に該当すると判断された場合は、ウイルス性出血熱疑似症患者 とする。疑似症患者の定義に該当しない場合には、疑似症患者として対応す る必要はないが、当該者からの相談等に応じ、一般的な感染予防策の実施、 受診する医療機関の選定及び必要な情報提供等の対応を適切に行う。保健所 長は当該者が受診した医療機関における診断や治療内容等について確認する とともに、連絡した検疫所と情報を共有する。

また、ウイルス性出血熱患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関に直接来院するケースも想定される。医療機関から情報提供を受けた管轄保健所は、渡航地におけるウイルス性出血熱流行状況や曝露歴等も考慮し、感染研等の専門家と十分に相談した上で、検査実施が必要な疑似症患者か判断する。疑似症患者と判断された場合は、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関と連携し、移送及び入院勧告等の対応を行う。

(資料 5-2) 「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成 27 年 10 月 2 日健感発 1002 第 1 号)

6.2 検疫所での初期対応

6.2.1 ウイルス性出血熱における初期対応

ウイルス性出血熱は、検疫法第2条第1項に規定する検疫感染症に位置づけられ、質問、診察・検査、隔離、停留、健康監視、消毒等の措置が可能である。ウイルス性出血熱が疑われる者と判断された場合は、診察、検査などを実施するとともに、隔離又は停留の措置を行う。隔離等の措置を

とる場合は、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い、感染症指 定医療機関へ搬送する。搬送に際しては、感染防御対策を徹底する。

また、感染が疑われる者で、隔離、停留措置が行われない者は健康監視対象となり、検疫法第 18 条第2項の規定に基づき一定期間内において、 当該者の体温その他健康状態について報告を求め又は質問を行う。

海外での大規模流行がない状況下におけるウイルス性出血熱に対する平時の検疫対応については、渡航者の求めに応じて健康相談を行い、結果により必要と判断された場合においてのみ健康監視の対象とする。ただし、海外での大規模流行が発生した場合等において、疑似症患者の定義や健康監視対象者の定義及びその者に対する検疫対応が変更された場合には、それに従う。

6.2.2 2014 年以降の西アフリカにおけるエボラ出血熱対応

2014~2015 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱流行においては、エボラ出血熱の疑似症患者又は健康監視対象者への対応について、諸外国の流行状況に応じて、適宜各検疫所に対して通知を発出し、対応手順書が示された。検疫所では 2014 年8月1日より、サーモグラフィーによる体温測定に加え、複数カ国語のポスターや検疫官による呼びかけを行う等、流行国からの入国・帰国者に対して確実に健康相談・問診等を行う体制を整備した。またエボラ出血熱の疑似症患者の隔離や、健康監視中に健康状態に異常を生じた者への対応などの手順等、検疫所における流行国からの入国・帰国者の具体的な取り扱いを明確化した。そして、西アフリカにおけるエボラ出血熱の終息を踏まえた対応として 2015 年 12 月 29 日付けで、西アフリカに 21 日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめた(「「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について」平成 27 年 12 月 29 日付健感発 1229 第 1号・生食検発 1229 第 1号 (資料 6.2.2-1))。

(資料 6.2.2-1) 「「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について」(平成 27 年 12 月 29 日付健感発 1229 第 1 号・生食検発 1229 第 1 号)

6.3 保健所での初期対応

6.3.1 ウイルス性出血熱患者(疑似症患者を含む)発生における初期対応 疑似症患者が発生した場合は、感染症法第 19 条に基づき感染症指定医 療機関への入院措置等を行い、同法第 21 条に基づき、移送車両等により 患者を移送する。移送する際は、移送に携わる者は適切な個人防護具を着 用(関連項目「<u>6.4.1 個人防護具及び備品」</u>参照)し、「**感染症の患者の移 送の手引きについて」(資料 6.3-1)** を参考に、安全に移送する。

疑似症患者が入院した医療機関において、確定診断のための検査に必要な検体を採取し、都道府県等が感染研へ搬送する(関連項目「7検査診断」)。なお、検体採取については、迅速な危機管理体制を構築することを目的に、患者等が検体の提出要請に応じない場合、都道府県知事等(緊急時は厚生労働大臣)が強制的に検体を採取できることが、同法第 16 条の3に規定された(平成28年4月施行)。

ウイルス性出血熱の診断が確定した場合、同法第 15 条に基づき積極的 疫学調査を実施する (関連項目「<u>9 疫学調査及び接触者の管理</u>」)。その際、 患者及び接触者に対しての、プライバシーや人権の保護に関する配慮、調査にあたる調査員の安全確保にも十分に考慮する。

また、公衆衛生対策の観点から、関係機関間で情報共有や公表が必要な場合には、本人を含む関係者から事前に了解を得ることが望ましい。

(資料 5-2) 「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成 27 年 10 月 2 日健感発 1002 第 1 号)

(資料 6.3-1) 「感染症の患者の移送の手引きについて」 (平成 16 年 3 月 31 日健感発第 0331001 号)

6.3.2 感染症法に基づく事務の実務について

疑似症として対応する場合、患者の居所の所在地を管轄する都道府県知事等が、患者に対して入院勧告(入院延長を含む。)及び入院の解除を行う。 患者からの申請があれば、その間の入院医療費を公費で負担する。居所の所在地を管轄する都道府県知事等は、書面により入院勧告(入院延長を含む。)及び就業制限について患者に通知する。入院勧告(入院延長を含む。)の諮問又は報告は、入院先の医療機関の所在地を管轄する保健所の感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)に対して行う。就業制限通知の諮問又は報告は、患者の居住地を所管する保健所の協議会に対して行う。

NESID には、通知等により届出基準が変更されたことにより入力できない項目を除いて登録し、疑似症であることが否定された時点でそれを削除する。

6.4 対応者の安全管理

6.4.1 個人防護具及び備品

ウイルス性出血熱の患者(疑似症患者を含む。)に対応する者の安全を 確保するため、以下の資料を参考に、個人防護具等の必要備品を事前に準 備する。

患者対応者は、個人防護具を適切な方法で着脱する必要がある。近年、個人防護具を適切に使用したと考えられる場合でも二次感染を起こした症例が西アフリカで報告されており、着脱の際には複数の人間が個人防護具に破綻がないかを確認するなど、特段の配慮を行うことが望ましい。

(資料 6.4.1-1)	エボラ出血熱に対する個人防護具(暫定版)医療従事者に
	関する個人防護具ガイドライン(平成 26 年度厚生労働科
	学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症
	研究事業)

(資料 6.4.1-2) 国立感染症研究所ウイルス性出血熱実地疫学調査における個人防護具の着脱 第二版(国立感染症研究所)

6.4.2 対応者の健康管理

ウイルス性出血熱患者(疑似症患者を含む。)に直接接触するなどの対応を行う者は、事前に自身の健康状態について確認する。また発熱等の症状を呈しているなど、健康状態が万全でない場合は患者対応をしてはならない。

ウイルス出血熱患者に接触した者等への対応については、「<u>8.2 接触者の</u> 管理」で述べる。

6.5 関係機関との連携

6.5.1 国内での患者発生への協力について

想定すべき国内発生の状況には、「<u>3.1 検疫での患者発見</u>」だけでなく、 感染リスクの認識がないことなどから、検疫に自己申告を行わなかった者 が、入国後に医療機関を受診し発見される可能性があることに留意が必要 である。このため、日本医師会との連携の下、医療機関における基本的な 対応を周知する。適切な対応が可能となるようガイドラインやマニュアル を整備する。 (資料 6.5.1-1) 「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における 基本的な対応について」(平成 26 年 10 月 24 日健感発 1024 第 1 号)

6.5.2 患者の移送等への協力

「一類感染症に係る患者及び検体の搬送について」(平成 27 年 11 月 7 日 事務連絡)(資料 6.5.2-1)に基づき、緊急走行して搬送する必要がある場合には、当該搬送業務を行う車両に対し、警察車両による緊急走行での先導支援等の協力を得ることも可能であるので、あらかじめ関係する都道府県警察と調整する。また、エボラ出血熱患者の移送については、「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について」(資料 6.5.2-2)に基づき、事前の協定等の締結のもと、消防機関の協力を得ることができる。他のウイルス性出血熱患者の移送についても、エボラ出血熱患者への対応に準じる。

(資料 6.5.2-1) 「一類感染症に係る患者及び検体の搬送について」(平成 27 年 11 月 7 日事務連絡)

(資料 6.5.2-2) 「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防 機関の協力について」(平成 26 年 11 月 28 日消防救第 198 号)

6.5.3 旅館業の宿泊施設における対応

宿泊施設に対しては、「旅館業の宿泊施設におけるエボラ出血熱への対応について」(平成 26 年 12 月 15 日健感発 1215 第 1 号・健衛発 1215 第 3 号) (資料 6.5.3-1) により、営業者が日頃留意すべき事項、健康監視の対象者の宿泊を監視の対象となっていることのみを理由に拒否してはならないこと、保健所から「エボラ出血熱への感染が疑われる者が宿泊している」との連絡を受けた場合等に関する留意事項を示している。他のウイルス性出血熱についても、エボラ出血熱への対応に準じる。

(資料 6.5.3-1) 「旅館業の宿泊施設におけるエボラ出血熱への対応について」(平成 26 年 12 月 15 日健感発 1215 第 1 号・健衞発 1215 第 3 号)

7 検査診断

7.1 検査材料の採取

ウイルス性出血熱の検査に最も適している検査用検体は血液(全血、血清)である。検体材料の採取については、感染研の制定した病原体診断マニュアル「エボラ出血熱診断マニュアル」(資料 7.1-1)「マールブルグ病診断マニュアル」(資料 7.1-2) に基づき行う。他のウイルス性出血熱についても、これらの対応に準じる。

(資料 7.1-1) エボラ出血熱診断マニュアル (国立感染症研究所)

(資料 7.1-2) マールブルグ病診断マニュアル(国立感染症研究所)

7.2 検体材料の輸送

一類感染症に分類されるウイルス性出血熱に関連する検査においては、検 体を安全かつ迅速に感染研へ輸送する必要があり、輸送にあたっては「**一類** 感染症に係る患者及び検体の搬送について」(平成27年11月7日事務連絡) (資料 6.5.2-1) 等に基づき汚染防止等に十分留意し取り扱うものとする。 検 体の包装は「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準」(平成 19 年 6 月1日厚生労働省告示第 209 号)(資料 7.2-1)及び「感染症の病原体等の運 搬容器の適正使用の徹底について」(平成23年11月7日健感発1107第8号) (資料 7.2-2) に基づいて、また、検体の輸送は、「特定病原体等の安全運搬 マニュアル」(資料 7.2-3) 及び「感染性物質の輸送規制に関するガイダンス 2013-2014 版」(資料 7.2-4) に基づいて行う。また、感染研(ウイルス第一 部第一室(村山庁舎:東京都武蔵村山市学園 4-7-1)) に検査を依頼する場合 には、「万国郵便条約の施行細則(平成2年12月28日郵政省告示第760号) 第 120 条」(資料 7.2-5) に基づき、検体が外部にもれないように包装のうえ、 感染性物質であることを明示して輸送する。直接持参する場合は、感染研「感 染性材料(病原体等及び診断用のヒトあるいは動物の検体)の輸送に関する マニュアル(持参の場合)」に従う。検体の輸送にあたっては、「一類感染症 **に係る患者及び検体の搬送について」(資料 6.5.2-1)** に基づいて行う。必要 に応じて検体の搬送に際し「エボラ出血熱診断マニュアル」(資料 7.1-1)等 も参考にする。

また、検体輸送において、警察車両による緊急走行による検体輸送が必要な場合は、警察の協力を得ることも可能である。あらかじめ関係する都道府

県警察と調整を図る(資料 6.5.2-1)。

(資料 6.5.2-1)	「一類感染症に係る患者及び検体の搬送について」(平成27
	年11月7日事務連絡)
(資料 7.2-1)	「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準」(平成 19
	年6月1日厚生労働省告示第209号)
(資料 7.2-2)	「感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について」
	(平成 23 年 11 月 7 日健感発 1107 第 8 号)
(資料 7.2-3)	特定病原体等の安全運搬マニュアル(厚生労働省健康局結核
	感染症課)
(資料 7.2-4)	感染性物質の輸送規制に関するガイダンス 2013-2014版(翻
	訳・監修 国立感染症研究所)
(資料 7.2-5)	「万国郵便条約の施行細則」(平成2年12月28日郵政省告
	示第 760 号)第 120 条

7.3 検査法

ウイルス学的検査法については、感染研で制定されている前掲「エボラ出血熱診断マニュアル」(資料 7.1-1)及び「マールブルグ病診断マニュアル」(資料 7.1-2)に従って実施される。

感染研には、エボラ出血熱等の一類感染症の遺伝子増幅検査(コンベンショナル RT-PCR、リアルタイム RT-PCR、高感度 nested RT-PCR)、抗体検査(ELISA、間接蛍光抗体法等)、抗原検出法(抗原検出 ELISA、病理組織における抗原検出法(免疫組織化学法))等の診断システムが整備されている。エボラ出血熱に対しては、ウイルス及び抗体を検出するための検査システムが整備されている。急性期患者の診断はウイルスの検出による。回復した患者の診断は、急性期及び回復期のペア血清における抗体価の有意な上昇の確認による。

急性期患者の検査の場合、迅速性と正確性等を勘案して遺伝子増幅検査を優先して実施することとしている。検体を受け取った後には、血液から遺伝子 (RNA) を抽出 (約 0.5 から 1 時間程度を要する) し、上記の遺伝子検査に供する。リアルタイム RT-PCR 及びコンベンショナル RT-PCR にそれぞれ約 2 時間と約 4 時間を要する。さらに高感度 nested RT-PCR まで終えるのには、遺伝子抽出から計約 10 時間を要する。

当該患者がエボラ出血熱等、一類感染症に罹患していることが確認された 場合には、病原体診断以外に、患者検体(特に血液)中におけるウイルス量 の測定、感染性ウイルスの存在の有無、病原ウイルスに対する抗体誘導の有 無等のより詳細な検査が必要となる。

(資料 7.1-1) エボラ出血熱診断マニュアル (国立感染症研究所)

(資料 7.1-2) マールブルグ病診断マニュアル (国立感染症研究所)

8 疫学調査及び接触者の管理

8.1 積極的疫学調査

ウイルス性出血熱の患者が発生した場合、二次感染の拡大を防止するため、 感染症法第15条に基づき、都道府県等職員は積極的疫学調査を行い、調査結 果を厚生労働大臣へ報告しなければならない。

積極的疫学調査を実施する場合は、「一類感染症に含まれるウイルス性出血熱に対する積極的疫学調査実施要領~地方自治体向け」(資料 8. 1-1)に基づき行う。また、調査を実施する職員は感染防止に万全を期す(関連項目「<u>6.5.2</u>個人防具の着脱」)。なお、積極的疫学調査を行う都道府県等は、感染研から疫学調査のための専門家の派遣等の協力を求めることができる。

(資料 8.1-1) 「一類感染症に含まれるウイルス性出血熱に対する積極的疫 学調査実施要領〜地方自治体向け」(平成 28 年 6 月 10 日 国 立感染症研究所)

8.2 接触者の管理

ウイルス性出血熱患者は発症後にヒトからヒトへの感染源となる。患者の体液等への接触により感染したとしても無症状である期間(潜伏期間)は他者に感染させるリスクは低い(性行為による感染を除く)。しかしながら、この無症状者が発症した場合、他者への感染リスクを低減させる観点から、接触状況等に応じて、入院措置、健康観察、外出自粛要請等の対応を行う。エボラ出血熱における接触状況に応じたリスク分類については、「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成27年10月2日健感発1002第1号)(資料5-2)の「5 エボラ出血熱患者に接触した者等で無症状である者への対応」に基づいて行う。また、ウイルス性出血熱に対する接触者への対応については、前掲「一類感染症に含まれるウイルス性出血熱に対する積極的疫学調査実施要領~地方自治体向け」(資料8.1-1)を参照する。

2016年5月現在、ウイルス性出血熱の発症予防について、効果と安全性が認められ承認されたワクチンや医薬品は存在しない。そのため針刺し事故・粘膜・傷口への曝露を受けた者に対する曝露後の発症予防としての抗ウイルス薬投与やワクチン接種については、一類感染症の治療に関する専門家会議の意見を聞き迅速に対処する。(曝露後発症予防における治験薬及び治験ワクチンについての連絡先:国立国際医療研究センター 国際感染症センター

国際感染症対策室)

(資料 5-2)	「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成27
	年 10 月 2 日健感発 1002 第 1 号)

(資料 8.1-1) **一類感染症に含まれる**ウイルス性出血熱に対する積極的疫学 調査実施要領〜地方自治体向け(平成 28 年 6 月 10 日 国立感 染症研究所)

9 消毒・汚染除去等

一類感染症の病原体に汚染された場所等の消毒・滅菌に関する取り扱いについては、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」(平成 16 年 1 月 30 日健感発第 0130001 号)(資料 9-1)に従う。エボラウイルスをはじめとする病原体が含まれる、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 24 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(資料 9-2)に基づき、排出時、運搬時、処分時において作業者への感染防止に万全を期す。

(資料 9-1) 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成 16 年 1 月 30 日健感発第 0130001 号)

(資料 9-2) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (平成 24 年 5 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

10 医療体制

10.1 入院医療体制の確保

一類感染症であるウイルス性出血熱患者(疑似症患者を含む)は、原則として厚生労働大臣が指定する特定感染症指定医療機関(全国4医療機関。平成28年4月14日時点)又は都道府県知事が指定する第一種感染症指定医療機関(全国47医療機関。ただし、2か所は特定感染症指定医療機関と重複。平成28年4月14日時点。)にて治療を行う。第一種感染症指定医療機関がない都道府県においては、あらかじめ患者の発生を想定して、近隣県等と調整の上、入院医療体制を整備する。

各医療機関での対応や診療に当たっては、厚生労働科学研究費により作成された「ウイルス性出血熱-診療の手引き-」(平成23年度年度厚生労働科学研究費補助金新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業)(参考資料2-5)を参考にする。

なお、患者の治療に当たる医療機関の要請に応じて、国立国際医療研究センターから専門家を派遣する。

(参考資料 10.1-1) 感染症指定医療機関の指定状況(平成 28 年 4 月 14 日現在) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html

(参考資料 2-5) 「ウイルス性出血熱―診療の手引き―」第1版(平成 23 年度年度厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ 等新興・再興感染症研究事業),

http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/ebola/ebola_guide.pdf

(2016年1月7日閲覧)

(資料 5-2) 「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平

成27年10月2日健感発1002第1号)

10.2 一類感染症の治療に関する専門家会議

ウイルス性出血熱の患者の治療に当たっては、「<u>一類感染症の治療に関する</u> <u>専門家会議</u>」が基本的な治療方針を示す。効果や安全性が確認されていない 治療等の実施に当たっては、同会議の意見を聞く。これまでに示されている 基本的な治療方針を表 2 に示す。

エボラ出血熱の治療に関して、補液・電解質補正、血圧維持、合併する感

染症の治療など、基本的な支持療法を行うことの重要性が確認されている。 また、未承認薬剤などの追加治療は、倫理的・医学的判断が十分なされた方 法で行われるべきである。他のウイルス性出血熱に対する治療もこれに準じ たものになると考えられる。

表2 一類感染症の治療に関する専門家会議結果概要(平成27年2月24日)

- 1. エボラ出血熱の患者に対する<u>基本的な支持療法</u>としては、先進国におけるこれまでの治療経験を踏まえ、以下の治療が望ましいこと。
 - ① 補液及び電解質補正
 - ② 血圧維持(昇圧薬の投与等)
 - ③ 他に感染症が合併する場合の当該感染症の治療(抗菌薬等の投与) これらの治療は、全てのエボラ出血熱の患者に対して行われるべきもの であること。
- 2. エボラ出血熱の患者に対する<u>追加的な治療</u>としては、未承認薬の投与や血液透析等の侵襲的な治療等があること。 これらの治療は、状況に応じて、以下の点に留意して実施を検討することが望ましいこと。
 - (ア) <u>未承認薬等による治療</u>は、有効性及び安全性が未確立であることから、患者又は家族の同意を得るとともに、臨床研究プロトコール等の倫理的、医学的な判断が十分なされた方法に従って実施すべきものであること。
 - (イ) <u>血液透析等の侵襲的な治療は</u>、エボラ出血熱の致命率の高さ、患者の容態及び医療従事者への感染リスクに留意した上で、実施すべきものであること。

10.3 回復者の管理

10.3.1 退院基準

感染症法第22条第1項に基づき、入院しているウイルス性出血熱の患者 が退院する場合には、あらかじめ病原体を保有していないことを確認するこ ととしている。病原体を保有していないことの確認方法については、「感染 症の病原体を保有していないことの確認方法について」(平成11年3月30 日健医感発第43号)(資料10.3-1)に基づいて検査を実施する。

ウイルス出血熱については、急性期症状消失後、一週間以上の間隔を置い

た二回の検査(感染症の種類毎に別表一に定める検体全てにおけるウイルス分離)の結果、病原体が検出されなかった場合に、病原体を保有していないものとする。別表二に定める発病後の期間を超えた後の場合にあっては、一回の検査の結果、病原体が検出されなかった場合に、病原体を保有していないものとする。

10.3.2 退院後の回復者のフォローアップ

WHO 等によりエボラ出血熱から回復した者(以下「回復者」という。) の精液等の体液中において、6~9ヶ月以上の期間にわたってエボラウイルスが検出される場合があることが報告されている。今後、最新の知見を踏まえたメンタルヘルスサポートを含む回復者への対応に関するガイダンスの作成、病原体を保有していないことの確認方法に関する新たな通知の発出が予定されている。

- (参考資料 2.6) Interim advice on the sexual transmission of the Ebola virus disease, World Health Organization (21 January 2016) http://www.who.int/reproductivehealth/topics/rtis/ebola-virus-semen/ (2016 年 3 月 22 日閲覧)
- (参考資料 10.3-1) Clinical Management of Patients with Viral Haemorrhagic Fever: A Pocket Guide for the Front-line Health Worker, World Health Organization (13 April 2014) http://www.who.int/csr/resources/publications/clinical-management-patients/en/
- (参考資料 10.3-2) Clinical care for survivors of Ebola virus disease, World Health Organization (22 January 2016)

 http://www.who.int/csr/resources/publications/ebola/guidance-survivors/en/
- (資料 10.3-1) 「感染症の病原体を保有していないことの確認方法について」(平成 11 年 3 月 30 日健医感発第 43 号)

10.4 医療廃棄物処理

感染性廃棄物の処理は前掲「**廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(資料 9-2)** に基づいてこれを行う。ウイルス性出血熱が国内で確認された場合、関連する医療機関等から排出される廃棄物を適切に処理するため、感染防止に万全を期する必要がある。

(資料 10.4-1) 「廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について」(平成 26 年 10 月 2 日環廃対発第 1410297 号・環廃産発第 1410292 号)

11 遺体の管理

ウイルス性出血熱により死亡した患者の御遺体を埋葬するに当たっては、厚生労働省健康局結核感染症課長・生活衛生課長通知「一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の取扱いについて」(平成27年9月24日健感発第1号健衛発0924第1号)(資料11-1)を参照の上これを行う。

(資料 11-1) 「一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の取扱いについて」(平成 27 年 9 月 24 日健感発第 1 号健衛発 0924 第 1 号)

12 広報及び情報提供

ウイルス性出血熱患者の発生は、1例の発生であっても感染症危機と考えるべきである。患者発生に伴う広報活動は、危機発生に伴うリスク・コミュニケーションとして戦略的に実施なされるべきである。

アウトブレイク発生時のリスク・コミュニケーションは、不要な混乱を最小化し情報を必要としている市民に適切に提供する必要がある。これにより感染症の流行を最小限に抑える。PHEICが宣言された場合、ウェブサイトやソーシャルネットワークサービス(SNS)等の媒体を通じ、ウイルス性出血熱に関する Q&A やリスクアセスメント、注意喚起などを国民に情報提供する。状況に応じて、接触者に対する相談窓口を設置する等、適切なリスク・コミュニケーションを図る。また、当該者の居住地を管轄する保健所が健康監視対象者からの相談に対応する。

12.1 地方自治体への情報提供

海外でのウイルス性出血熱の発生状況については、WHOが PHEIC を宣言した場合など、必要に応じて厚生労働省が事務連絡等で自治体に情報提供する。

12.2 入国者・帰国者への情報提供

海外でのウイルス性出血熱の発生状況については、厚生労働省検疫所ウェブサイトを通じて随時情報提供する。また、発生状況に応じて、検疫所はポスターの掲示、健康カードの配布等により発生状況を周知するための方策を強化する。なお、厚生労働省のウェブサイトにおいて、エボラ出血熱に関する Q&A を掲載している。

(参考資料 12.2-1) 厚生労働省ウェブサイト「エボラ出血熱について」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html

12.3 疑似症患者及び患者(確定例)に関する情報公開

事象発生時の通達に基づき、エボラ出血熱疑似症患者又は患者(確定例)

が発生した場合、内容を調整した上で厚生労働省及び都道府県等の双方が公表する。その際は診断目的で検査検体を搬送したこと、該当者の属性(年代、性別、滞在国等)、患者が航空機内で発生した場合にはその疑似症患者搭乗便に関する情報を、公衆衛生対策上の必要性を勘案した上で、原則公表する。ただし、人権に配慮し不必要な個人情報は公表しない。なお、公表する内容については、本人を含む関係者に事前に了解を得ることが望ましい。検体検査にて確定診断に至った場合は、確定患者発生の旨を厚生労働省及び都道府県等の双方から公表する。その際は疑似症患者発生時に準じた内容に加え、患者家族・航空機同乗者等への対応を公表することとする。

(資料 12.3-1) 厚生労働省報道発表「エボラ出血熱に関する検疫及び国内に おける対応について」(別紙3)エボラ出血熱の感染が疑われ る入国後の患者が見つかった場合の情報開示方法(平成 26 年 11 月 21 日)

13 調査研究の実施

ウイルス性出血熱の国内での患者発生は 1987 年を最後に確認されておらず、また先進国での診断・治療例も限られている。ファビピラビル等の抗ウイルス薬のウイルス性出血熱に対する治療効果や安全性が確認されておらず、科学的な評価が定まっていない。しかし、治療、予防方法等が最良の選択肢となりうる場合も想定される。その使用に当たっては、10.2 に示した一類感染症の治療に関する専門家会議の意見を聞きつつ、倫理的検討を尽くしたうえで判断すべきである。また、実験的使用に当たっては、可能な限り、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に則って、事前に承認されたプロトコールに従って行うことが望ましい。2014~2015 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱流行時には、ファビピラビルの治療及び曝露後予防に関する臨床研究を実施する体制が国立国際医療センターに整えられた。

参考·資料一覧

参考資料(リンク)

(2-1)	WHO. Health topics, Haemorrhagic fevers, Viral.
	http://www.who.int/topics/haemorrhagic_fevers_viral/en/
(2-2)	CDC. Viral Special Pathogens Branch (VSPB),
	http://www.cdc.gov/ncezid/dhcpp/vspb/index.html
(2-3)	GOV.UK. Guidance, Viral haemorrhagic fevers: origins,
	reservoirs, transmission and guidelines,
	https://www.gov.uk/guidance/viral-haemorrhagic-fevers-origins-r
	eservoirs-transmission-and-guidelines
(2-4)	The Management of Viral Haemorrhagic Fevers in Ireland.
	November 2012, Health Protection Surveillance Centre,
	http://www.hpsc.ie/A-Z/Vectorborne/ViralHaemorrhagicFever/Gui
	dance/File,12936,en.pdf
(2-5)	「ウイルス性出血熱―診療の手引き―」第1版(平成23年度年度厚
	生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研
	究事業), http://dl.med.or.jp/dl-med/kansen/ebola/ebola_guide.pdf
(2-6)	Interim advice on the sexual transmission of the Ebola virus
	disease, World Health Organization (21 January 2016)
	http://www.who.int/reproductivehealth/topics/rtis/ebola-virus-se
	<u>men/</u>
(4.1-1)	国際保健規則(2005) 日本語(仮訳)
	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/kokusaihoken_j.htm
	<u>l</u>
(5-1)	届出基準:感染症法に基づく医師の届出のお願い
	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/k
	enkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou11/01.html
(10.1-1)	感染症指定医療機関の指定状況(平成 28 年 4 月 14 日現在)
	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-
	<u>02.html</u>
(10.3-1)	Clinical Management of Patients with Viral Haemorrhagic Fever:
	A Pocket Guide for the Front-line Health Worker, World Health
	Organization (13 April 2014)

- http://www.who.int/csr/resources/publications/clinical-management-patients/en/
- (10.3-2) Clinical care for survivors of Ebola virus disease, World Health
 Organization (22 January 2016)
 http://www.who.int/csr/resources/publications/ebola/guidance-survivors/en/
- 「12.2-1) 厚生労働省ウェブサイト「エボラ出血熱について」
 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html

資料

- (4.1-1) 厚生労働省健康危機管理基本指針
- (4.1-2) 感染症健康危機管理実施要領(厚生労働省健康局 平成 25 年 10 月 一部改正)
- (4.1-3) 一類感染症の治療に関する専門家会議開催要綱
- (4.1-4) 一類感染症に関する検討会開催要項
- (4.2-1) 我が国のエボラ出血熱への対応(全文)
- (4.3-1) 地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針(最終改定平成27年3月27日厚生労働省告示第185号)
- (5-1) 発生動向調査実施要綱(抜粋)
- (5-2) 「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成 27 年 10 月 2 日健感発 1002 第 1 号)
- (6.2.2-1) 「「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止 について」(平成 27 年 12 月 29 日付健感発 1229 第 1 号・生食検発 1229 第 1 号)
- (6.3-1) 「感染症の患者の移送の手引きについて」(平成 16 年 3 月 31 日健 感発第 0331001 号)
- (6.4.1-1) エボラ出血熱に対する個人防護具(暫定版)医療従事者に関する個人 防護具ガイドライン (平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金 新型 インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業)
- (6.4.1-2) 国立感染症研究所ウイルス性出血熱実地疫学調査における個人防護 具の着脱 第二版(国立感染症研究所)
- (6.5.1-1)「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応

- について」(平成26年10月24日健感発1024第1号)
- (6.5.2-1) 「一類感染症に係る患者及び検体の搬送について」(平成 27 年 11 月7日事務連絡)
- (6.5.2-2) 「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力 について」(平成 26 年 11 月 28 日消防救第 198 号)
- (6.5.3-1) 「旅館業の宿泊施設におけるエボラ出血熱への対応について」(平成 26 年 12 月 15 日健感発 1215 第 1 号・健衞発 1215 第 3 号)
- (7.1-1) エボラ出血熱診断マニュアル (国立感染症研究所)
- (7.1-2) マールブルグ病診断マニュアル (国立感染症研究所)
- (7.2-1) 「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準」(平成 19 年 6 月 1 日厚生労働省告示第 209 号)
- (7.2-2) 「感染症の病原体等の運搬容器の適正使用の徹底について」(平成 23 年 11 月 7 日健感発 1107 第 8 号)
- (7.2-3) 特定病原体等の安全運搬マニュアル (厚生労働省健康局結核感染症課)
- (7.2-4) 感染性物質の輸送規制に関するガイダンス 2013-2014 版 (翻訳・監修 国立感染症研究所)
- (7.2-5) 「万国郵便条約の施行細則」(平成2年12月28日郵政省告示第760号)第120条
- (8.1-1) 「ウイルス性出血熱に対する積極的疫学調査実施要領〜地方自治体 向け」(平成28年6月10日 国立感染症研究所)
- (9-1) 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成 16 年1月 30 日健感発第 0130001 号)
- (9-2) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (平成 24 年 5 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- (10.3-1) 「感染症の病原体を保有していないことの確認方法について」(平成 11年3月30日健医感発第43号)
- (10.4-1) 「廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について」(平成 26 年 10 月 2 日環廃対発第 1410297 号・環廃産発第 1410292 号)
- (11-1) 「一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の取扱いについて」 (平成27年9月24日健感発第1号健衛発0924第1号)
- (12.3-1) 「エボラ出血熱に関する検疫及び国内における対応について」(別紙3)エボラ出血熱の感染が疑われる入国後の患者が見つかった場合の情報開示方法(平成26年11月21日厚生労働省報道発表)